

No. **153**

2021. 秋号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



中央アルプス千畳敷カールの紅葉



長野県行政書士会

70th
ANNIVERSARY

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

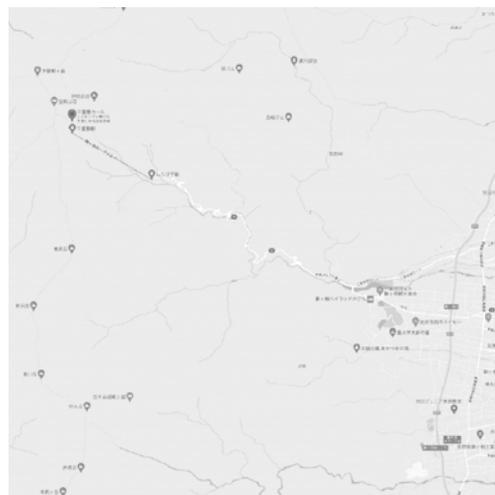
〔表紙〕 中央アルプス千畳敷カールの紅葉

里に名残の暑さが続いていても、標高 2,612 m の千畳敷カールは一足先に秋の気配を感じることができます。

見ごろにはナナカマドの赤が鮮やかです。

紅葉は、徐々に山を下り、麓の駒ヶ根高原は 11 月まで楽しめます。

(出典：駒ヶ根市観光協会ライブラリー)



目次

事業報告	・「長野県多文化共生相談センター」出張相談会に参加しました…………… 2 ・「外国人材活用セミナー」が開催されました…………… 3 ・特定行政書士ブラッシュアップ研修会…………… 4 ・コスモスしなの支部長就任のご挨拶…………… 5 ・…………… 6
新入会員登録証交付式	・…………… 6
業務資料	・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正に伴う基準日届出等の変更について（依頼）…………… 9 ・自動車検査の法定手数料（審査証紙）の変更についての依頼…………… 13 ・永住申請時における添付書類の追加のお知らせ…………… 17 ・長野市フグ取扱指導要綱の一部改正について（通知）…………… 19 ・コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る偽造・改ざん防止対策について…………… 27 ・長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金事業…………… 31
お知らせ	・会則改正について…………… 33 ・長野県行政書士会メールアドレス変更のお知らせ…………… 35 ・斡旋物一覧…………… 36 ・長野県収入証紙の販売について…………… 36 ・行政書士業務を廃止される方へ…………… 36 ・会員専用ページのID・パスワードについて…………… 37
会議報告	・…………… 38
支部だより	・佐久支部夏期研修会報告…………… 42
長野県行政書士政治連盟のページ	・政連活動報告…………… 43
会員の動き	・入会・退会・ご逝去…………… 44
編集後記	・…………… 44

事 業 報 告

「長野県多文化共生相談センター」出張相談会に参加しました

広報部員 吉田 靖史

「長野県外国人材受入企業サポートセンター」（以下、センター）の業務内容のひとつに、長野県が設置している「長野県多文化共生相談センター」（以下、相談センター）が実施する市町村窓口での相談会への行政書士の派遣があります。

相談会は、県内の外国人が無料で専門家に相談できるというもので、弁護士・司法書士は法律相談を担当し、私たち行政書士は在留資格に関することや入管での手続きの困りごとなどに対応します。

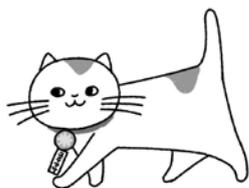


令和3年度の出張相談会が7月から始まり、第1回目は7月20日に安曇野市役所の会議室で、第2回は8月21日に千曲市役所の大会議室、第3回は駒ヶ根市の駅前ビル大会議室、第4回は塩尻市市民交流センターえんぱーく会議室を会場に開催されました。

相談会は、今後も東信、中信で開催が予定されています。

相談は、外国人世帯のご近所トラブル、外国人児童・生徒の学校での問題や年金の問題など多岐にわたります。

行政書士に寄せられる相談は、国際結婚、永住許可申請、親族の呼寄せ、転職と在留資格の関係、新しい在留資格「特定技能」に関するものが多いようです。



「外国人材活用セミナー」が開催されました

広報部員 吉田 靖史

「長野県外国人材受入企業サポートセンター」（以下、センター）主催の第1回セミナーが、8月3日に諏訪市の諏訪商工会館で開催されました。

このセミナーは、外国人材の受入れに関心がある企業・団体に向けて、複数回にわたり、それぞれ異なるテーマで行われます。

第1回目のテーマは、「外国人材受入れの対象となる在留資格について」という外国人材を雇用しようとする企業・団体にとっては「基本の基」ともいえるものです。



赤羽康志センター長（本会副会長）より就労が可能な在留資格や、それらの許可基準などの一般的な説明から、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用の維持が難しくなった外国人労働者や帰国が困難となった者などを特例的に支援する制度についてタイムリーな話題の解説も行われました。

9月3日に予定されていた第2回のセンター主催のセミナーは、テーマが「特定技能制度について」という企業の関心も高く、よく相談がある分野なので、多くの企業や団体から参加の申し込みがありましたが、長野県の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルが引き上げられたため、残念ながら開催は延期になりました。

今後の予定などは、センターのホームページでご確認ください。

<https://nagano-gaisapo.org/>

特定行政書士ブラッシュアップ研修会

広報部員 吉田 靖史

法務部主催の特定行政書士ブラッシュアップ研修会が、9月8日に行政書士会館で開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、研修会がオンラインで行われることが「日常」のようになりましたが、今回は会場に集合しての研修会です。

法務部では感染拡大を防ぐための対策として、受講者の人数を制限し、座席の間隔を空け、ドアや窓を開けて換気にも気を配り、講師の前にはアクリル板を設置しました。

講師にお招きした東京会の志水晋介先生は、「伊藤塾」の人気講師として全国に多くの「門下生」を輩出していることでも知られています。



先生には、行政不服審査法の概要及びポイントを主なテーマにお話いただきました。

前半では、行政不服審査法の審査請求手続の流れをご説明いただき、後半では先生が実際に手がけられた審査請求について、資料として「審査請求書」や「反論書」などを示しながら実例ならではの臨場感あふれる講義をしていただきました。

講義の内容が充実していることは言うまでもありませんが、先生がお話になる声やトーン、話しのリズムに受講者が引きつけられていくのがよく分かりました。

特定行政書士の制度をどのように活用していくべきか、どのような場面で活躍することができるのか、先生からいくつかのアドバイスをいただきました。

「口頭意見陳述」は任意の規定だが、処分庁等に対して質問を発することができる機会なので活用すべきであるとか、特定行政書士が活躍できるのは、必ずしも審査請求だけでなく、地方自治体における審理員や諮問機関等の委員に行政書士としての知見を生かして携わることも可能ではないかというお話しは受講者にも響いたのではないのでしょうか。

審査請求の代理人に数の制限はないので、許認可の専門家である行政書士と審査請求手続きに詳しい行政書士が組むことで、より適切な制度活用に資するものとなりそうです。





コスモスしなの支部長就任のご挨拶

(支援の御礼と新たなコスモスしなのへ)

(一社) コスモス成年後見サポートセンター

長野県支部 (コスモスしなの) 支部長 柳澤 誠

長野県行政書士会会員の皆様におかれましては、日頃よりコスモス成年後見サポートセンター長野県支部 (コスモスしなの) の活動にご理解、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

先の支部総会で支部長に選任されました上田支部の柳澤誠でございます。若輩でございますが、成年後見支援活動を通じて、行政書士の知名度向上に取り組んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまで、長野県行政書士会本会からの長年にわたる活動助成金の交付や協定締結を始め、各支部よりも対外的な発信や体制整備に向けて様々な形で支援をいただいたことにより、コスモスしなのは会員数が50名を超え、ようやく組織として自立への道筋を見出すことができました。改めて御礼申し上げます。

これまでコスモスしなのでは、各地域成年後見支援センター等から依頼による成年後見受任とともに、地区会活動として会員が連携して各地域での活動を進め、昨年コロナ禍下でユーチューブ配信で実施した市民公開講座や介護従事者等向けの講演会の講師参加といった成年後見利用促進広報活動に取り組んで参りました。その結果、一部では各支部と連携させていただきながら市町村毎に設置される地域連携ネットワークにおける中核機関の運営委員としてコスモス会員が参画し、弁護士、司法書士、社会福祉士に次ぐ専門職として成年後見支援活動における行政書士の地位を確立しつつあります。今後も長野県行政書士会本会、各支部との連帯を大切にしながら、行政書士法の目的にも定められたように「国民の権利利益の実現に資する」一翼となれるように取り組んで参ります。

これからコスモスしなのでは、今後ニーズが増えるであろう任意後見や、家族信託、遺言、相続等の関連業務への取り組みを強化すべく地区会活動や研修会を活用した会員間の情報交換や知識習得を行う機会を設け、コスモス会員であるメリットを増やして参ります。公開での研修会も計画致しますので、行政書士会会員の皆様におかれましては、コスモスしなのが実際にどのような取り組みを行っているかをご覧いただければと思います。また、新たに行政書士会会員となられました皆様におかれましては、法定業務とともに、成年後見に関わる業務も事務所経営の柱の選択肢の一つとしていただければ幸いです。

これより、コスモスしなのは会員一丸となって新たな取り組みを進めて参りますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3・4年度 (一社) コスモス成年後見サポートセンター長野県支部 (コスモスしなの) 役員

支部長	柳澤誠 (東信)
副支部長	小山まさ枝 (北信)・山田訓之 (東信)・友渕大 (中信)・小口敬子 (諏訪)・平沢友子 (南信)
幹事	宮本徹 (北信)・涌井史明 (北信)・藤森啓志 (東信)・宮澤優一 (中信)・佐藤明美 (中信)・木村和彦 (諏訪)・藤森達也 (諏訪)・萩原正樹 (南信)・根橋泰子 (南信)
監事	鈴木潤 (北信)・伊藤宗泰 (東信)
相談役	大槻四郎 (南信)

※コスモスしなのでは、来年度に予定される長野県行政書士会の支部再編に対応し、各地区会を北信・東信・中信・諏訪・南信に再編しました。

新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、山本会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、() は支部

7月13日(火) 10:30～12:00 (7月1日付登録: 5名)

(後列左から) 仲俣 充(長野) 宮坂 暁(松本) 鍵田貴之(松本)



(前列左から) 山浦順一(佐久) 【会長】 大塚淳一(長野)

7月26日(月) 13:30～15:00 (7月15日付登録: 1名)



(左から) 【会長】 川上 互(松本)

8月5日(木) 13:30～15:00 (8月1日付登録: 3名)



(左から) 小澤靖史 (松本) 【会長】 大工原遼太 (長野) 中島秀樹 (伊那)

8月20日(金) 13:30～15:00 (8月1日付登録: 1名、8月15日付登録: 3名)

(後列左から) 高野優介 (長野) 中野道夫 (松本)



(前列左から) 笠原正稔 (伊那) 【会長】 飯島恵美 (上田)

9月27日(月) 13:30～15:00(8月15日付登録:1名、9月15日付登録:4名)

(後列左から) 原 剛志(諏訪) 竹内 完(長野) 丸山正彦(松本)



(前列左から) 今泉隼人(上田) 【会長】 齊木政則(長野)

10月8日(金) 10:30～12:00(10月2日付登録:1名)



(左から) 【会長】 山口大介(長野)

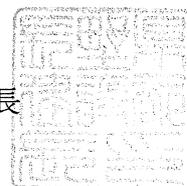
業 務 資 料



3 建政第 85 号
令和 3 年（2021 年）8 月 11 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の
一部改正に伴う基準日届出等の変更について（依頼）

このことについて、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課より、別添のとおり令和 3 年 7 月 27 日付け事務連絡がありました。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）が令和 3 年 5 月 28 日に公布され、令和 3 年 9 月 30 日より一部施行することとされていることに伴い、年 2 回の「基準日」（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）が年 1 回（毎年 3 月 31 日）に変更になりましたので、会員への周知について御配意願います。

長野県建設部建設政策課建設業係
（課長）諏訪 孝治（担当）小林 萌奈
電 話 026-235-7293
F A X 026-235-7482
防災無線 8-231-3320
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

建設業者・宅地建物取引業者の皆さまへ

基準日届出が年2回から1回に変更となります

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律が改正されました～

令和3年5月28日に公布された「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和3年9月30日に一部施行されることに伴い、新築住宅を引き渡した事業者に課される資力確保措置の状況についての基準日届出が年1回となります。

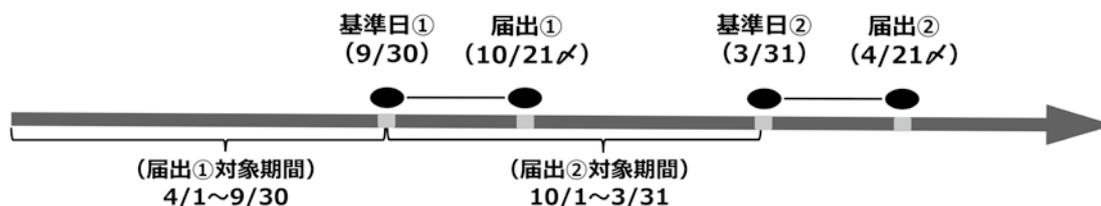
対象 過去10年間に新築住宅を引き渡した実績のある建設業者・宅地建物取引業者

変更内容 基準日が年1回（3月31日）になります。

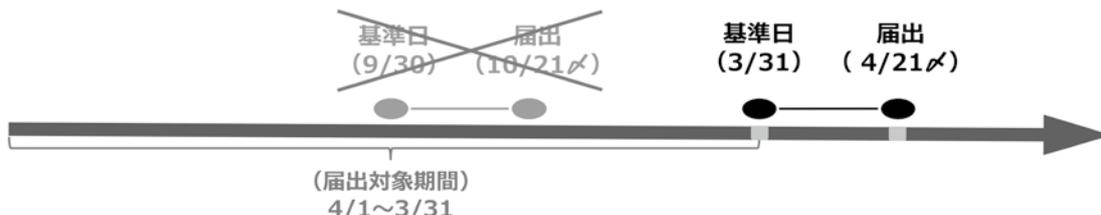
対象事業者は、毎年4月21日までに、基準日前1年間分（4/1～3/31）の資力確保措置（保険加入等）の状況について届出をする必要があります。

- ※ 令和3年から、9月30日の基準日は廃止となります。
- ※ 保険法人から基準日ごとに送付される保険契約締結証明書も1年間分（4/1～3/31）となり、年1回の送付となります。
- ※ 従来どおり、基準日前1年間の新築住宅の引渡し実績が0戸であっても届出は必要です。

変更前



変更後



【 供託を選択する事業者は以下の点も変更となります 】

- 供託すべき時期の見直し
従来は、基準日に供託している必要がありましたが、基準日から3週間以内に供託をすればよいこととなります。
- 供託所の所在地等を記載した書面の電子化
従来は、発注者又は買主に対し供託所の所在地等を記載した書面を交付する必要がありましたが、発注者又は買主の承諾を得た上で、電磁的方法により提供できるようになります。

 **国土交通省** 住宅局 住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

【詳しい情報はHPもご覧ください】

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

長野県建設部建設政策課建設業係

TEL: 026-235-7293

FAX: 026-235-7482

E-Mail: kensetsu@pref.nagano.lg.jp

【長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/jutakukashi.html>

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 2 7 日

各都県住宅瑕疵担保履行法担当者 様

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正に伴う
基準日届出等の変更について

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）が、令和 3 年 5 月 28 日に公布され、令和 3 年 9 月 30 日より一部施行することとされています。

改正法により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下「履行法」という。）についても一部改正され、基準日届出や保証金の供託の時期等が変更されます。

改正法による主な変更点は下記のとおりですが、各都道府県の住宅瑕疵担保履行法担当者におかれましては、改正法の円滑な施行に向け、建設業者、宅地建物取引業者に対して、十分周知されるようお願い致します。

なお、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 10 号。以下「履行法施行規則」という）の規定や様式については、施行日（令和 3 年 9 月 30 日）までに必要な改正をすることとしており、追って連絡致します。

記

1. 基準日の回数について

履行法第 3 条第 1 項において、「基準日」は年 2 回（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）とされていたが、改正法により、これを年 1 回（毎年 3 月 31 日）とすることとした。これに伴い、履行法第 4 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による保証金の供託及び住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況についての届出（基準日届出）についても年 1 回に変更となる。

また、届出時に添付すべき一覧表（履行法施行規則第1号の2様式又は第7号の2様式）に記載すべき新築住宅についても、基準日前「6月間」から基準日前「1年間」に引き渡した新築住宅と変更となる予定である。なお、基準日ごとに住宅瑕疵担保責任保険法人から建設業者及び宅地建物取引業者に送付されている保険契約締結証明書についても、年1回の基準日ごとに基準日前1年間分の保険契約の状況を記載して送付することが予定されている。

これらは、令和3年9月30日に施行されることから、令和3年9月30日が基準日ではなくなり、届出は不要となる。また、令和4年3月31日の基準日においては、基準日前1年間分（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に引き渡した新築住宅について一覧表に記載の上、当該基準日に係る保証金の供託及び住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況について届出を行うことになる。

2. 供託の時期について

履行法第3条第1項及び第11条第1項において、住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、各基準日において保証金の供託をしていなければならないこととされていたが、改正法により、各基準日から3週間を経過する日までの間において保証金を供託していればよいこととした。

3. 書面の電子化について

履行法第3条第2項及び第11条第2項において、建設業者又は宅地建物取引業者は、住宅瑕疵担保責任保険法人と本件契約を締結し、「保険証券又はこれに代わる書面」（いわゆる「保険付保証明書」）を発注者又は買主に交付した場合には、保証金の額の算定根拠となる新築住宅の戸数から除外できることとされていたが、改正法により、保険付保証明書を電磁的記録により提供できることとした。

また、履行法第10条及び第15条において、供託建設業者又は供託宅地建物取引業者は、供託所等の所在地を記載した書面を発注者又は買主に交付することとされていたが、電磁的方法により提供できることとした。

以上

【参考】

- ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号） 新旧対照表
<https://www.mlit.go.jp/policy/content/001386221.pdf> （P23～参照）
- ・国土交通省作成パンフレット「基準日届出が年2回から1回に変更となります」



事務連絡
令和3年9月1日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

自動車検査の法定手数料（審査証紙）の変更についての依頼

日ごろより、当協会につきましてご理解を戴きご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては「独立行政法人自動車技術総合機構」より通知がされていることと存じますが、自動車検査の際に支払う手数料として新たに技術情報管理手数料400円が10月1日より追加されます。

この手数料は、小型二輪車及び大型特殊自動車を除く自動車が対象で1台あたり一律「400円（審査証紙）」をお支払いいただくこととなります。

これに伴い「400円」「1700円」「1800円」新券種発行されますが、在庫の都合で暫くの間、現行の「1300円」「1400円」証紙に「400円」を貼付していただく場合もございますので予めご依頼申し上げます。

新券種の入庫予定は、9月中旬以降の予定としておりますから、この取扱いにつきましては改めてご連絡させていただきます。

参考資料として、法定手数料変更のお知らせを添付致します。

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



技術情報管理手数料の納付方法について

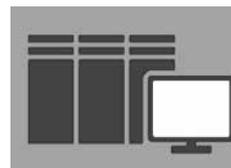
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円	400円	1,500円	

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円	400円	1,500円	

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

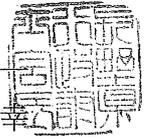


3長行第156号
令和3年9月27日

担 当 副 会 長
国 際 副 部 長
国 際 部 員 殿
支 部 長
支部国際部会長

長野県行政書士会

会 長 山本 準
国際部長 春日 博幸



永住申請時における添付書類の追加のお知らせ

10月1日以降の永住申請において別添の「了解書」を添付することになりましたのでお知らせします。

了 解 書

ほう む だい じん どの
法 務 大 臣 殿

わたし えいじゆうきよか しんせい さい しんさけつか じゅうりょう あいだ い か
私は、永住許可申請に際し、審査結果を受領するまでの間に以下の
てん へんこう しょう ばあい すみ しんせい さき しゅつにゆうこくざいりゅう
点について変更が生じた場合には、速やかに申請先の出入国在留
かんり きよく れんらく ひつよう りょうかい
管理局に連絡する必要があることを了解しました。

- しゅうろ うじょうきょう へんこう ばあい
就労状況に変更があった場合
れい しよぞくき かん たいしよく てんしよく ばあい
例：・所属機関を退職したり転職した場合

- かぞくじょうきょう へんこう ばあい
家族状況に変更があった場合
れい はいぐうしゃ りこん ばあい
例：・配偶者と離婚した場合
・どうきよ かぞく べつきよ ばあい
同居していた家族と別居することになった場合
あら だれ どうきよ
・新たに誰かと同居することになった場合

- ぜいきん ねんきんほ けんりょうおよ い りょうほ けんりょう のうふ じょうきょう しんせいじ
税金、年金保険料及び医療保険料の納付状況について、申請時
てん へんこう しょう ばあい たいのう ばあい など
点から変更が生じた場合（滞納した場合等）

- せいかつ ほ ごとう こうてきふじょ う ばあい
生活保護等の公的扶助を受けることとなった場合

- けいばつほうれい い はん けい かくてい ばあい
刑罰法令違反により刑が確定した場合

ちゅう じじょう へんこう えいじゆうきよか う
注：事情の変更について連絡しないまま永住許可を受けたことが
はんめい ばあい とうがい えいじゆうきよか と け
判明した場合、当該永住許可が取り消されることがありま
す。

ねん がつ にち
年 月 日

しんせいしやしょめい
申請者署名：

以下地方出入国在留管理局担当者記入欄

申請番号：



3保食第213号
令和3年9月28日

長野県行政書士会長 様

長野市保健所長

長野市フグ取扱指導要綱の一部改正について（通知）

日頃、本市の食品衛生行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
標記の件について、別紙のとおり告示しましたのでお知らせします。

長野市保健所 食品生活衛生課 担 当：丸山 妙子 TEL：026-226-9970 FAX：026-226-9981

掲 示 用

長野市告示第 531号

長野市フグ取扱指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めます。

令和3年9月24日

長野市長 加 藤 久 雄

長野市フグ取扱指導要綱の一部を改正する要綱

長野市フグ取扱指導要綱（平成11年長野市告示第93号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野市ふぐ取扱指導要綱

第1中「フグによる」を「ふぐによる」に、「フグの調理若しくは加工又は丸フグの販売（以下「フグ営業」を「丸ふぐの調理又は加工（以下「ふぐ営業」に改める。

第2第1号中「丸フグ」を「丸ふぐ」に、「フグを」を「ふぐを」に改め、同第2第2号中「みがきフグ」を「みがきふぐ」に、「フグを」を「ふぐを」に改め、同第2第3号中「フグ処理者」を「ふぐ処理者」に、「フグ営業」を「ふぐ営業」に、「認定講習を修了した」を「認定試験に合格した」に改め、同第2第4号を次のように改める。

(4) ふぐ販売者 丸ふぐを販売する者をいう。

第2第5号を削り、同第2第6号中「フグ取扱所」を「ふぐ処理所」に、「フグ営業」を「ふぐ営業」に、「フグを」を「ふぐを」に改め、同号を同第2第5号とする。

第3各号列記以外の部分及び第1号中「フグ」を「ふぐ」に改め、同第3第2号を次のように改める。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて魚介類販売業、魚介類競り売り営業若しくは水産製品製造業を営む者（以下「魚介類取扱い許可営業者」という。）又は同法第57条第1項の営業の届出をした営業者であって、あらかじめ包装された丸ふぐを仕入れてそのまま販売する営業者（以下「包装丸ふぐ取扱い届出営業者」という。）が第5第2項のふぐ営業届出済証が交付されたふぐ営業を営む者又は魚介類取扱い許可営業者（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行う魚介類販売業又は魚介類競り売り営業を営む者を含む。）若しくは包装丸ふぐ取扱い届出営業者に販売する場合

第4の見出し中「取扱い等」を「ふぐ取扱い等」に改め、同第4第1項中「フグ取扱者及びみがきフグ取扱者」を「ふぐ処理者」に、「フグ取扱所」を「ふぐ処理所」に、「フグ」を「丸ふぐ」に改め、同第4第2項各号列記以外の部分中「フグ取扱者」を「ふぐ処理者」に、「フグ」を「丸ふぐ」に、「次に掲げる」を「ふぐ処理者の立会いのもとにその指示を受けて従事する」に改め、同項各号を削り、同第4第3項を削る。

第5の見出し中「営業」を「ふぐ営業」に改め、同第5第1項中「フグ営業を」を「ふぐ営業を」に、「フグ営業届出書」を「ふぐ営業届出書」に改め、同第5第2項中「フグ営業届出書」を「ふぐ営業届出書」に、「フグ営業届出済証」を「ふぐ営業届出済証」に改め、同第5第3項中「フグ営業を」を「ふぐ営業」に、「フグ営業届

出済証」を「ふぐ営業届出済証」に改め、同第5第4項中「フグ営業を」を「ふぐ営業を」に、「フグ営業届出書」を「ふぐ営業届出書」に、「フグ営業届出事項変更届出書（様式第2号）又はフグ営業廃止届出書（様式第3号）」を「ふぐ営業届出事項変更届（様式第4号）又はふぐ営業廃止届（様式第5号）」に改め、同項を同第5第5項とし、同第5第3項の次に次の1項を加える。

4 届出済証を交付された者は、届出済証を破損し、又は忘失したときは、ふぐ営業届出済証再交付申請書（様式第3号）を保健所長に提出し、届出済証の再交付を受けることができる。

第6第1項中「フグ取扱者」を「ふぐ処理者」に、「遵守しなければならない」を「遵守するものとする」に改め、同項第1号中「知事」を「知事が必要と認めるときは、知事」に改め、同項第2号中「原料フグ」を「原料ふぐ」に、「有毒なフグ」を「有毒なふぐ」に、「フグを」を「ふぐを」に改め、同項第3号及び第5号中「フグ」を「ふぐ」に改め、同項第6号中「フグ」を「ふぐ」に、「取扱量、販売年月日及び販売先」を「及び取扱量」に改め、同第6第2項中「フグ販売者」を「ふぐ販売者」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) ふぐ処理者によるふぐの処理を伴うふぐの販売を行う場合は、前項各号に掲げる事項

第6第2項第2号中「取り扱うフグ」を「取り扱うふぐ」に、「有毒なフグ又は不明なフグとして排除したフグについてその」を「有毒なふぐ又は不明なふぐとして排除した」に改め、同第6第3項を削る。

第7第1項中「みがきフグ」を「みがきふぐ」に、「フグ加工品等」を「ふぐ加工品等」に、「表示すること」を「表示するものとする」に改める。

第8を削り、第9を第8とする。

別表第1の2注1を次のように改める。

注1 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。

ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

イ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

ウ 熊本県天草上島恵比寿鼻から大矢野岳に至る直線

エ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

別表第1の2注3を同表注4とし、同表注2中「であること」を「をいう」に改め、同注2を同表注3とし、同表注1の次に次のように加える。

2 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5関係）

ふぐ営業届出書

年 月 日

（宛先）長野市保健所長

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
連絡先（電話）

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名

ふぐ営業を営むので、長野市ふぐ取扱指導要綱第5第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 営業の種類
- 4 資格者

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
認 定 証 番 号		
認 定 登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日

県外で登録等を行ったものにあつては、県登録番号及び登録年月日

添付書類

- 1 営業所の平面図（ふぐ処理所は、赤線で図示すること。）及び付近の見取り図
- 2 ふぐ処理者等の資格を証する書類の写し
- 3 食品営業許可書の写し

様式第3号中「フグ営業廃止届出書」を「ふぐ営業廃止届出書」に改め、「印」を削り、「長野市フグ取扱指導要綱第5第4項」を「ふぐ営業を廃止したので、長野市ふぐ取扱指導要綱第5第5項」に、「フグ営業届出済証」を「ふぐ営業届出済証」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「フグ営業届出事項変更届出書」を「ふぐ営業届出事項変更届出書」に改め、「印」を削り、「長野市フグ取扱指導要綱第5第4項」を「ふぐ営業届出書に記載した事項を変更したので、長野市ふぐ取扱指導要綱第5第5項」に、

「3 変更事項

(変更前)

(変更後)

を

4 変更の理由

5 変更年月日 年 月 日

「3 届出済証交付番号

4 変更の内容

(変更前)

(変更後)

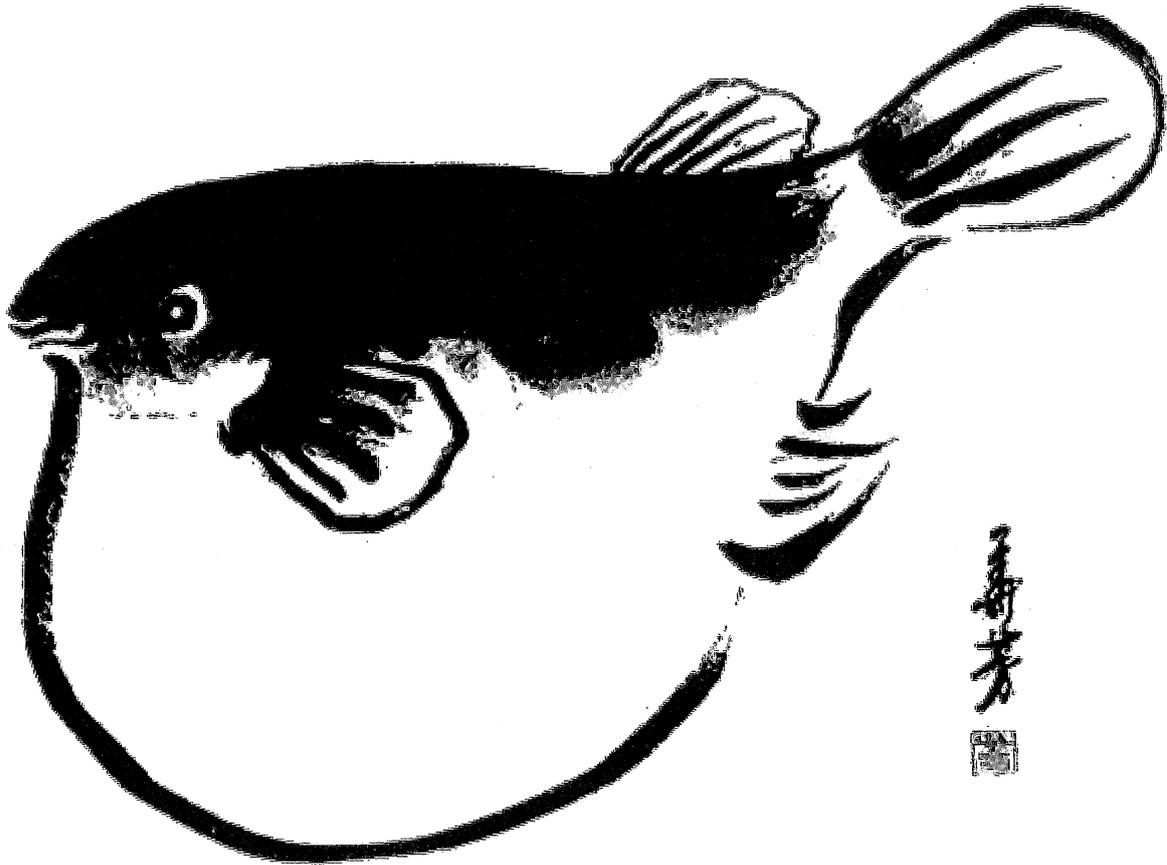
に、「フグ営業届出済証」を

5 変更の理由

6 変更年月日 年 月 日

「ふぐ営業届出済証」に、「フグ取扱者」を「ふぐ処理者」に、「フグ取扱者としての資格を証する書類の写し※長野県外登録等を行った者にあつては、調理師免許証の写しも添付すること。」を「、資格を証する書類の写し」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第1号の次に次の2様式を加える。

ふぐ営業届出済証



長野市指令 保食第 号

営 業 所 名	
ふぐ処理者の氏名	

長野市保健所長

様式第3号(第5関係).

ふぐ営業届出済証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 長野市保健所長

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
連絡先(電話)

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名

長野市ふぐ取扱指導要綱第5第4項の規定により、ふぐ営業届出済証の再交付を申請します。

- 1 営業所所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 ふぐ処理者の氏名
- 4 破損又は亡失した理由

添付書類 破損した場合は、破損したふぐ営業届出済証

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長野市フグ取扱指導要綱第2第3号に規定するフグ取扱者に該当する者は、この要綱による改正後の長野市ふぐ取扱指導要綱第2第3号に規定するふぐ処理者に該当する者とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

日行連発第931号
令和3年10月11日

機密性1

法務省民一第1928号
令和3年10月6日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 任 豊

日 本 弁 護 士 連 合 会 御 中
日 本 司 法 書 士 会 連 合 会 御 中
日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 御 中
日 本 税 理 士 会 連 合 会 御 中
全 国 社 会 保 険 労 務 士 会 連 合 会 御 中
日 本 弁 理 士 会 御 中
日 本 海 事 代 理 士 会 御 中
日 本 行 政 書 士 会 連 合 会 御 中

コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る
偽造・改ざん防止対策について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。
標記の件について、今般、法務省より本会へ協力要請がありました。

つきましては、提供がありました資料をお送りいたしますので、所属会員へご周知い
ただきますようお願いいたします。

あわせて、本会員向けホームページ（連.com）においても、別紙の文書及び資料を
掲載いたしますことを申し添えます。

ご多用中恐縮ですが、ご理解・ご協力のもと、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

法務省民事局民事第一課長
（ 公 印 省 略 ）

コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る偽造・改ざん防
止対策について（依頼）

戸籍制度の適正円滑な運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を
いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキ
オスク端末（マルチコピー機）から、戸籍謄本等を始めとする市区町村が発行
する証明書を取得することができるよう、いわゆるコンビニエンスストアを導入し
ている市区町村が多くあるところです。

このコンビニエンスストアにより発行された証明書については、偽造・改ざ
ん防止技術が採用されており、その内容については地方公共団体情報システム
機構のホームページ（<https://www.lg-waps.go.jp/02-01.html>）に掲載されており
ます。

つきましては、上記の内容につきまして、貴会員各位に対して、周知方お
取り計らい願います。

《別紙1》 【法務省民一第1928号】コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等
に係る偽造・改ざん防止対策について（依頼）
《別紙2》 コンビニエンスストア等における証明書の自動交付【コンビニエンスストア】 /
受け取った証明書の確認

現在の場所：受け取った証明書の確認

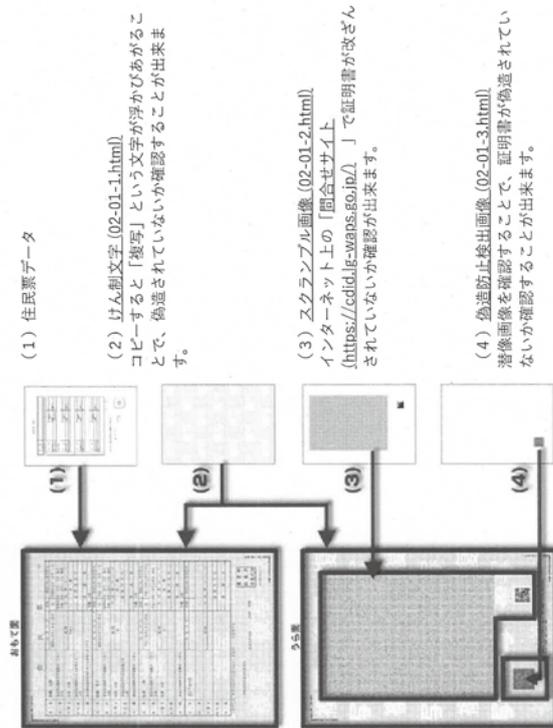
受け取った証明書の確認

高度な偽造・改ざん防止技術

キオスク端末から取得する証明書には、高度な偽造や改ざんを防止する技術が採用されています。

コンビニエンスストア等で取得できる証明書のイメージ

コンビニエンスストア等で発行された証明書はA4サイズの普通紙です。実際の証明書は市区町村指定の様式になります。



コンビニエンスストア等における証明書の自動交付

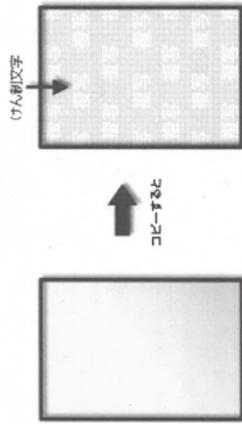
コンビニ交付 (index.html)

現在の場所：受け取った証明書の確認(02-01.html) > けん制文字

けん制文字

けん制文字でのコピー印刷防止

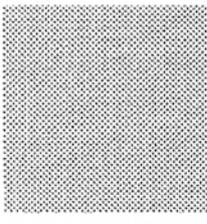
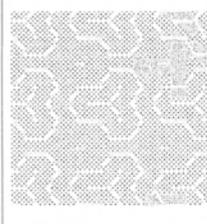
コピー防止対策として、証明書の画面に、けん制文字が施されています。コピーした証明書には「複写」という文字が浮かび上がります。



地紋のパターン

地紋のパターンはコンビニエンスストア等により異なり、現在以下のようなパターンが存在します。

セブンイレブン イオンリテール イオン北海道(富士ファイルB1) 生活協同組合コープしが	
ローソン ファミリーマート コミュニティ・ストア ポプラ 日本郵便 マルチグループホールディングス 光洋ショッピング・プラス	

<p>エーコーブ鹿児島</p>	
<p>ミニストップ イオン北海道(リコー) ウエルシア薬局 平和堂 丸久 イオン九州 イオン野球 カスマ イオン東北 光洋 フジ DCMダイキ 島忠 スバーク 線ビルストアー マックスバリュ南東北 中部薬品 クリエイトエス・ディー ニシナ ラルズ オークワ サッポロドラッグストアー ユニバーズ ココカラファインヘルスケア プラファシヨシップセンター 福井県民生産協同組合 タカヤナギ マックスバリュ東海 マックスバリュ西日本</p>	
<p>セイコーマート</p>	

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付

コンビニ交付 (index.html)

現在の場所: 受け取った証明書の複製 (02-01.html) > スクランブル画像

スクランブル画像

スクランブル画像による改ざん防止技術

証明書のおもて面に暗号処理を施し生成したスクランブル画像が、うら面に印刷されます。問合せサイトを通じて、うら面の暗号を解除した画像がパソコンの画面に表示されるので、おもて面と見比べて内容が改ざんされていないか確認することができます。



QRコード
スクランブル画像とは別に印刷されたQRコードが貼付されます。
※個人情報は掲載するものではありません。

問合せサイトの使い方



お客様から受けとった証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。

最終更新日：2021年01月07日



番号を解除した画像が画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

利用に必要なシステム環境

- インターネットに接続したパソコン
(OS:Microsoft Windows 10 (64bit版)、ブラウザ:Microsoft Edge)
- スキャナ (読取A4サイズ、カラー300dpiでスキャニングできる機器)
- PDFをブラウザで表示するためのプラグイン

※ Microsoft WindowsおよびMicrosoft Windows 10、Microsoft Edgeは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

スキャナの設定：問合せサイトのURL

スキャナの設定内容については、下記問合せサイトをご覧ください
問合せサイトのURL : <https://codid.jp-swaps.go.jp> (<https://codid.jp-swaps.go.jp/>)

最終更新日：2017年9月19日

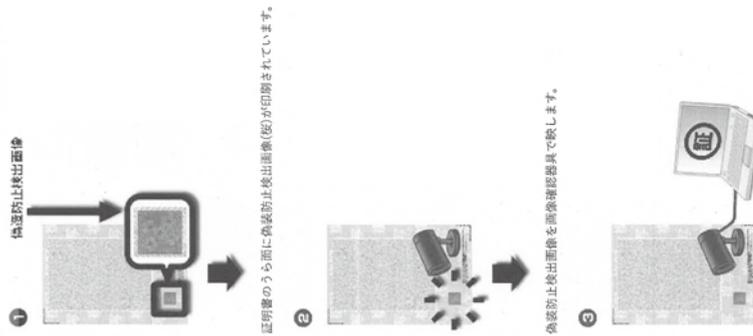
Copyright © 2020 J-LIS All Rights Reserved.

現在の場所： 受取型コンビニ証明書の確認 (02-01.html) > 偽造防止検出画像

偽造防止検出画像

偽造防止検出画像の確認の流れ

偽造防止検出画像は、証明書のうら面に印刷されている画像で、この画像には、直接で検知できる画像（印刷画像）に加え、可視画像の裏に隠れている画像（潜像画像）が印刷されています。特製の画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。コピーした証明書の偽造防止検出画像は、潜像画像が欠落しているため、偽造されているかどうかの確認ができません。



パソコンに接続した画像を見ると、検出画像(仮)の画像が消えて、潜像画像が浮かび上がります。



第2弾
 <8月～9月分>
 始まります!

特別応援金

[長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業]



長野県PRキャラクター(アルクマ)
 ©長野県アルクマ

コロナ禍の影響により売上が大きく減少している
 事業者の皆様へ

給付金額 = (基準月の事業収入等) - (対象月の事業収入等)

※1,000円未満切り捨て

《対象月》2021年8月、9月のいずれかの月のうち、2019年または2020年の
 同月比で、事業収入等が50%以上減少している任意の月

《基準月》2019年または2020年における対象月と同じ月

上限金額 ◆中小法人等 **40**万円以内 ◆個人事業者 **20**万円以内

※対象月の売上減少額が上限 ※申請は、各者1回限りです。

[第1弾] 4月～6月分と合計で◆中小法人等 最大 **60**万円◆個人事業者 最大 **30**万円を支給

支給対象 長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です

《主な要件》①【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること

【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告
 または住民税申告を行っていること

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月、9月のいずれかの月の事業収入
 等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

③国の月次支援金の8月分・9月分のいずれかまたは両方を受給していないこと
 (申請している場合の応援金の支給は、月次支援金の結果判明後になります。)

④公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと

⑤被扶養者に該当しないこと

申請受付期間 2021年(令和3年)10月1日(金)～11月30日(火)

※第1弾(4～6月分)の特別応援金における申請期間は9月30日(木)までとなりますが、4～6月分の月次支援金を申請し、結果待ちの方を対象として
 10月29日(金)まで申請受付を延長します。その際、ご提出いただく【様式1】の余白に必ず「月次支援金申請中」と朱書してご提出ください。月次支援
 金の給付または不給付決定通知が届きましたら、その写しを事務局へ郵送願います。なお、特別応援金の審査は月次支援金の結果判明後となります。



長野県

しあわせ信州



ご用意いただく書類〈例〉

【法人等】履歴事項全部証明書、振込口座の通帳等(写し)、確定申告書別表一の控え(写し)、
法人事業概況説明書の控え(写し)、売上台帳(写し)、様式1、様式2、様式3 など
【個人事業者】健康保険証(写し)、振込口座の通帳等(写し)、運転免許証等の身分証明書(写し)、
確定申告書第一表等の控え(写し)、青色申告書等の控え(写し)、売上台帳(写し)、
様式1、様式2、様式3 など

※詳細は、申請要領をご覧ください。※審査の過程において上記以外の書類を求める場合もございます。

よくあるご質問と回答

Q1 どのような事業者が申請できるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていただければ、業種や事業形態を問わず申請が可能です。

Q2 前回(4月～6月分)の特別応援金を申請したが、今回も申請できるか？

A 9月30日申請受付締切の特別応援金を申請された方も、申請が可能です。

Q3 対象月の売上が0円の場合、どのように事業の継続を確認するのか？

A 原則として、対象月に事業収入があることが条件ですが、無い場合は対象月より後の月の売上を確認します。

Q4 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。

■お問い合わせ先 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局
〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル
TEL026-262-1807 [受付時間] 9:15～17:15 (土日・祝日を除く)



■書類入手先 ◎新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
<https://www.shinshu-ouen.jp/>
◎最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)、商工会議所、商工会での受け取り

まずはこちらの利用をご検討ください！

経済産業省

月次支援金 〈緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和〉

給付額 ◆中小法人等 上限 20万円/月
◆個人事業者等 上限 10万円/月
7・8・9月分の合計 ◆中小法人等 最大 60万円
◆個人事業者等 最大 30万円

※給付額＝2019年、または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上

申請期間 《7月分》2021年8月1日(日)～9月30日(木)
《8月分》2021年9月1日(水)～10月31日(日)
《9月分》2021年10月1日(金)～11月30日(火)

■お問い合わせ先 月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
または、県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)



お 知 ら せ

会則改正について

令和3年度定時総会（5月25日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が令和3年7月14日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士会会則の一部を改正する会則について

(改正理由)

行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号）が令和元年12月4日に公布され、令和3年6月4日に施行されるため。

○長野県行政書士会会則の一部を次のように改正する。

新	旧
第2節 入会及び退会等 (行政書士の入会・届出) 第6条 本会を經由して行政書士の登録を受けた者は、登録を受けた時に本会の会員となる。 2～4 (略) (行政書士法人の入会・届出) 第6条の2 行政書士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登録したとき、若しくは本会の区域外から移転により登記したときに本会の会員となる。 2～3 (略) (行政書士法人の継続・継続の届出) 第6条の3 <u>解散した行政書士法人の清算人が、法第13条の19の2の規定に基づき新たに社員を加入させて行政書士法人を継続したときは、当該行政書士法人は、遅滞なく、その旨を本会を經由して日行連に書面により届け出なければならない。ただし、当該行政書士法人の主たる事務所が本会の区域内に設置されている場合に限る。</u> 2 <u>日行連会則第53条の4第2項の規定は、前項の届出について準用する。</u>	第2節 入会及び退会等 (行政書士の入会・届出) 第6条 本会を經由して行政書士の登録を受けた者は、登録を受けた時に本会の会員となる。 2～4 (略) (行政書士法人の入会・届出) 第6条の2 行政書士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登録したとき、若しくは本会の区域外から移転により登記したときに本会の会員となる。 2～3 (略) (新設)

<p>第3節 入会金及び会費 (入会金)</p> <p>第19条 本会に入会しようとする者は、直ちに次に掲げる各号に規定する入会金を、本会に納入しなければならない。</p> <p><u>ただし、法第13条の19の2の規定により、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続しようとする場合及び法附則第2項の規定により行政書士法人を継続しようとする場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) 個人会員200,000円。 (2) 法人会員200,000円。</p> <p>第10章 会員に対する指導調査と処分</p> <p>(会員に対する指導及び調査)</p> <p>第84条 会長は、行政書士業務の適正な運営をはかるため、必要があるときは、会員から報告を徴し、その会員に必要な勧告若しくは指示することができる。</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、会員の業務を調査することができる。</p> <p>3 会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。</p> <p>(注意勧告)</p> <p>第84条の2 <u>本会は、会員が法又は法に基づく命令、規則その他長野県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告できる。</u></p>	<p>第3節 入会金及び会費 (入会金)</p> <p>第19条 本会に入会しようとする(した)者は、(直ちに)次に掲げる各号に規定する入会金を、本会に納入しなければならない。</p> <p>(1) 個人会員200,000円。 (2) 法人会員200,000円。</p> <p>第10章 会員に対する指導調査と処分</p> <p>(会員に対する指導及び調査)</p> <p>第84条 会長は、行政書士業務の適正な運営をはかるため、必要があるときは、会員から報告を徴し、その会員に必要な勧告若しくは指示することができる。</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、会員の業務を調査することができる。</p> <p>3 会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。</p> <p>(新設)</p>
--	--

附 則 (令和3年7月14日認可 長野県指令3市町村第350号)
この会則は、長野県知事の認可の日から施行する。

3長行第147号
令和3年9月28日

会 員 各 位

長野県行政書士会
会長 山本 準一

長野県行政書士会メールアドレス変更のお知らせ

平素は、本会の運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、プロバイダの変更に伴い、下記のとおり長野県行政書士会のメールアドレスを変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、運用開始後1ヶ月程は旧アドレスでも受信可能ですが、お早めの対応をお願いいたします。

記

運用開始日 令和3年9月14日(火)

新メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

旧メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□台風 19 号災害の被災者に対する 建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和3年7月17日(土)
- 2 と ころ 長野市、東部文化ホール
- 3 出 席 者 長野支部小西副支部長

□業務対策部会

- 1 と き 令和3年7月20日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、和田部長、佐藤、山本各部員
- 4 会議事項
(1) 事業計画について
(2) その他

□研修部会

- 1 と き 令和3年7月28日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、二瓶、鈴木各部員
- 4 会議事項
(1) 各事業における具体的な研修内容の決定及びそれに伴う各部員の業務分担について
(2) その他

□総務部会

- 1 と き 令和3年7月29日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島部長、三浦副部長、麻生、大前各部員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業実施計画の確認と進め方について
(2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 令和3年8月4日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出 席 者 山本会長、赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業実施計画について
(2) 県庁、関係団体へ挨拶回り
(3) その他

□第 1 回封印管理委員会

- 1 と き 令和3年8月4日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
- 4 会議事項
(1) 委員長・副委員長・委員の委嘱
(2) その他

□自動車の「出張封印取付作業代行研修会」(甲種再受託)

- 1 と き 令和3年8月4日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、会員 20 名
- 4 研修内容
(1) 道路運送車両法
(2) 甲種受託者による出張封印について
(3) 出張封印取付作業代行実施契約書について
(4) 出張封印取付作業代行実施要領について
(5) その他
- 5 講 師 長野県自動車標板協会 常務理事
島田 一好 様

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務 7 月分報告書提出

- 1 と き 令和3年8月10日(火)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出 席 者 赤羽センター長、春日副センター長

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和3年8月12日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島副会長、土屋委員長、甲田副委員長、小池、大澤、山邊各委員
- 4 会議事項
 - (1) デジタル推進総合環境構築事業について
 - (2) 今後の役割分担および委員会開催方法について
 - (3) その他

□国際部会

- 1 と き 令和3年8月17日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度事業計画の実施について
 - (2) その他

□正副会長会

- 1 と き 令和3年8月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 各部事業実施計画について
 - (2) 理事会の議題について
 - (3) 行政書士制度広報月間について
 - (4) その他

□ADR 手続実施者能力向上研修会

- 1 と き 令和3年8月19日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員、手続実施者等7名
- 4 研修内容
 - (1) 専門分野について(敷金及びベット)
 - (2) ADR スキルトレーニング

- (3) 敷金及びベットに関するロールプレイ
- 5 講 師 和田センター長、二瓶副センター長

□士業連絡会全体会・防災の日災害対策研修会(zoom)

- 1 と き 令和3年9月1日(水)
- 2 出席者 岡田部長、木村副部長
- 3 講演 被災したあなたを助けるお金とくらしの話～オール士業連携と災害復興法学のすすめ～
- 4 講 師 岡本正弁護士(第一東京弁護士会)

□台風19号災害の被災者に対する建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和3年9月4日(土)
- 2 と ころ 長野市、柳原交流センター
- 3 出席者 長野支部静野拓馬会員

□特定行政書士ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和3年9月8日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部員、会員12名
- 4 研修内容
 - (1) 行政不服審査の概要及びポイント
 - (2) 特定行政書士がどのような場面で活躍できるのか、どのように活用していくべきか
 - (3) 実例で学ぶ審査請求手続
- 5 講 師 東京都行政書士会 志水晋介先生(特定行政書士、伊藤塾講師)

□丁種封印登載希望者事前研修会

- 1 と き 令和3年9月9日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、会員16名
- 4 研修内容 封印制度、封印業務の説明、作業完了報告書の記入方法など
- 5 講 師 廣瀬部長、中塚副部長

□第2回封印管理委員会

- 1 と き 令和3年9月9日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
- 4 会議事項
 - (1) 丁種出張封印に関する管理について
 - (2) 運輸支局との情報交換会の事前打合せ
 - (3) その他

□日行連関地協国際業務連絡会(zoom)

- 1 と き 令和3年9月9日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 春日部長
- 4 議 題
 - (1) 令和3年度代表幹事及び副代表幹事について(確認)
 - (2) 連絡会の今後の運営方針について
 - (3) その他

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務8月分報告書提出

- 1 と き 令和3年9月9日(木)
- 2 ところ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長

□特定行政書士考査対策セミナー

- 1 と き 令和3年9月11日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 渡邊部長、特定研修受講者8名
- 4 内 容 行政法、問題演習
- 5 講 師 特定行政書士 渡邊博昭 研修部長

□業務対策部会

- 1 と き 令和3年9月14日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽副会長、和田部長、佐藤、山本各部員

4 会議事項

- (1) 行政書士の職域確保活動について
- (2) 市町村農業委員会への行政書士広報月間における周知活動への協力依頼について
- (3) その他

□広報部会

- 1 と き 令和3年9月15日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽副会長、小西部長、五味副部長、高木、吉田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報153号について
 - (2) 行政書士制度広報月間について
 - (3) その他

□北陸信越運輸局長野運輸支局との情報交換会

- 1 と き 令和3年9月15日(水)
- 2 ところ 長野市、北陸信越運輸局長野運輸支局
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、北陸信越運輸局長野運輸支局登録部門 近藤正人様
- 4 内 容 丁種封印について、OSS申請・車検証電子化等について、その他

□特定行政書士考査対策セミナー

- 1 と き 令和3年9月18日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 渡邊部長、西澤副部長、特定研修受講者8名
- 4 内 容 民事訴訟法、要件事実など、問題演習
- 5 講 師 特定行政書士 渡邊博昭 研修部長

□コスモスしなの総会

- 1 と き 令和3年9月21日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長

□ ADR 手続実施者能力向上研修会

- 1 と き 令和3年9月27日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員、手続実施者等7名
- 4 研修内容
 - (1) 専門分野について(自転車及び外国人)
 - (2) ADR スキルトレーニング
 - (3) 自転車に関するロールプレイ
- 5 講 師 和田センター長、二瓶副センター長

□ 総務部会

- 1 と き 令和3年9月28日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、松島部長、三浦副部長、麻生、大前各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会則の一部改正について
 - (2) その他

□ 農林建設部会

- 1 と き 令和3年9月30日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部員
- 4 会議事項
 - (1) 研修開催について
 - (2) 建設業務の相談員について
 - (3) 官庁訪問について
 - (4) その他

□ 一日合同行政相談所

- 1 と き 令和3年9月30日(木)
- 2 と ころ 上田市、上田市中央公民館
- 3 出 席 者 上田支部中澤健会員

□ 第3回封印管理委員会

- 1 と き 令和3年10月6日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
- 4 会議事項
 - (1) 運輸支局との情報交換会の報告
 - (2) 丁種出張封印に関する管理について
 - (3) その他

□ 外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務9月分報告書提出

- 1 と き 令和3年10月11日(月)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出 席 者 赤羽センター長、春日副センター長

□ (公財) 長野県国際化協会主催「外国人材相談対応機関連絡会議」(zoom)

- 1 と き 令和3年10月14日(木)
- 2 出 席 者 伊那支部吉田靖史会員
- 3 内 容 長野県多文化共生相談センターと関係機関との連携の在り方等について





佐久支部夏期研修会報告

佐久支部研修部長 木内 拓郎

佐久支部恒例の夏期研修会が、令和3年7月24日（土）に、Zoomによるオンライン上と佐久市市民創錬センター会場で同時開催されました。

中小企業診断士の岡本洋平先生（株式会社戦略デザインラボ代表取締役）による『事業者のニーズに応える「補助金業務の実務と顧客獲得法」』をテーマに、補助金の申請代行業務に関する事業計画書の書き方、顧客獲得方法、業務の注意点と対策等を学びました。

感染症の感染拡大防止に配慮するため、オンライン受講を主体とした形式でしたが、27名（他支部11名）の会員にご参加いただきました。また講義の中では、低感染リスク型持続化補助金を取り上げられるなど、時流に合わせた内容でした。

各補助金業務はその特徴が異なることや、公募の開始から入金までの期間が長いこと、必ずしも採択されるとは限らない難しさがありますが、実際の経営計画書作成の事例や、作成ポイントの説明などは、これから業務を始める際に役立つことと思いました。

行政書士が補助金業務に携わることは、中小企業診断士と比較しても少ないということですが、専門家が不足している補助金制度の分野もあるため、金融機関や他士業と連携して、積極的に挑戦することを教えていただきました。

本来ですと、佐久支部では講義後に懇親会を開いております。直接対面形式でも、平穩に研修会等のできる日常が望まれます。オンライン研修は、会場から遠方の会員でも受講しやすいことや、チャットでの質問ができるという利点もあります。研修の目的に応じて、対面形式とオンライン形式を併用するなど、多様な形態の研修会が開催されていくと思います。



長野県行政書士政治連盟のページ

政連活動報告

長野県行政書士政治連盟
(自民党長野県行政書士政治連盟支部長)
副幹事長 岡部 満喜夫

9月14日、長野県庁議会棟において、長野県議会自民党所属の県議会議員と県政等懇談会を行いました。

長野県行政書士政治連盟からは山本会長、和田副会長、赤羽幹事長、自民党行政書士職域支部からは私が出席しました。

自民党県議団からは小池県議、山岸県議、酒井県議、大畑県議の所属の4人の県議会議員の皆様が参加しました。

山本会長からは、日頃、行政書士政治連盟また、会員がお世話になっていることについて御礼を申し上げます。



今年の要望事項は1件に絞りました。赤羽幹事長より県に提出する許認可、届出等の申請書、届出書に行政書士代理人欄を設けることについて要望をしました。全国的には先陣を切って滋賀会が請願を出し、県議会で可決された事も報告しました。本請願は、県民の皆様が許認可申請や届出を行う場合、「申請の真正性を確保するなど県民の権利擁護と利益保護を図るとともに、行政書士が代理人として関与することにより県民の真正な手続きの確保に資する。」ことを趣旨としていることを説明しました。行政手続きのデジタル化においても、全ての申請様式に行政書士代理人欄が設置されることにより、「県民の権利義務の実現に資する。」ことができることも説明し、ご理解、ご協力をお願いしたいと伝えました。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
佐久支部	3.7.1	山浦 順一	北佐久郡軽井沢町	長野支部	3.7.1	大塚 淳一	長野市
長野支部	3.7.1	中俣 充	千曲市	松本支部	3.7.1	鍵田 貴之	松本市
松本支部	3.7.1	宮坂 暁	安曇野市	松本支部	3.7.15	川上 互	大町市
松本支部	3.8.1	小澤 靖史	松本市	伊那支部	3.8.1	笠原 正稔	上伊那郡辰野町
長野支部	3.8.1	大工原 遼太	長野市	伊那支部	3.8.1	中島 秀樹	駒ヶ根市
上田支部	3.8.15	今泉 隼人	上田市	上田支部	3.8.15	飯島 恵美	上田市
長野支部	3.8.15	高野 優介	長野市	松本支部	3.8.15	中野 道夫	安曇野市
長野支部	3.9.15	齊木 政則	長野市	長野支部	3.9.15	竹内 完	長野市
松本支部	3.9.15	丸山 正彦	松本市	諏訪支部	3.9.15	原 剛志	諏訪市
長野支部	3.10.2	山口 大介	長野市				

—退会者—

所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日
佐久支部	中山 久	3.8.31	松本支部	丸山 倬生	3.9.30	上田支部	山邊 彬淑	3.9.30
松本支部	小平 純民	3.9.30						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

竹内 宣夫 殿 (長野)
令和3年9月

飯島 恵一 殿 (上田)
令和3年10月

太田 裕三 殿 (長野)
令和3年10月

編集後記

あいさつを交わす際に「いい天気ですね」「涼しくなりましたね」と気候の話題に触れるように、最近では「もう打ちました?」と新型コロナワクチン接種のことが話題になることも多いようです。

この会報がお手元に届くころには、2回目の接種を終えた方が多いのではないのでしょうか。「編集後記」に記す話題は他のことでもいいのですが、つつい取りあげてしまいますのが新型コロナウイルスに関するものです。

次回、私が小欄を担当する際には、前向きで明るい話題をみなさんと共有できるようにと願います。

(広報部員 吉田 靖史)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家



伊藤聡子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：総務省
長野県



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

(2021年10月現在弊社調べ)

おかげさまで

民間分析機関受付実績 **No.1**

建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステムへ

申請は
電子で

お薦めは **電子申請**

すでに全申請の **86%** が電子申請です
郵送での申請もできます。

即日
受取

申請～結果受取まで
3時間以内

即日コース + 電子申請 + コンビニ受取を選択の場合。

簡単
便利

結果通知書も **データ受取**

電子申請 + データ受取なら事務所内で全て完結
郵送、コンビニエンスストアでのお受け取りもできます。

経審 / 建設業許可 / 更新 / 変更届 / 財務諸表 / 顧客管理

ソフト
無料

建設業ソフト **0円**

導入から **1年間無料**。ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。
(ソフト CD 送付希望や翌年以降のご利用条件は弊社までお問い合わせください)

2021年4月
新経審対応

経営状況分析資料を無料にて送付いたします

wisePDS
国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4

ワイズ公共データシステム

株式
会社

ワイズ公共

検索

本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 FAX 026-232-1190

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル11階

TEL 011-802-7685

大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階

TEL 06-6948-6615

福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ3階

TEL 092-292-8101